

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144



平成27年

とき

10月15日(木)・16日(金)

午前10時～午後4時(16日(金)は午後3時30分まで)

場所

台東区役所10階

今年のテーマは

見直してみよう、消費生活～多様性とこれから～

様々な「消費生活」について消費者団体の方からの発表や展示を行います。
また、毎年行っている「クイズラリー」や「産直品の販売」「お米の試食」なども行います。

詳しい内容は、チラシやポスターをご覧ください。

今年度の消費者相談コーナーのテーマです。

お支払いはどれになさいますか？

～新しいお金の流れについて考えましょう～

今回は、その内容を少し掲載します。

生活の場面やライフステージによって、 支払い方法が変化しています

私たちの暮らしの中で使う「お金」には、現金以外にも様々な支払方法があります。電車やバスを利用する際は「電子マネー」を使うことが一般的になってきたり、少額な支払いでも「クレジットカード」を使う人も増えてきており、「支払い」をめぐる環境は大きく変化をしています。

いわゆる「カード」での支払いと「現金」での支払い、違いは何なのでしょう？

今回はそれらの仕組みについて考えてみましょう。

電子マネー



通勤途中で飲み物を買うこともできるから、便利だね。でも落としたら心配。

現金



子供たちには、現金でお金の使い方も教えないと。でも、たくさん持たせるのも心配よね。

デビットカード



お買い物でも、現金と同じ感覚で使えるところが便利だね！でも、どこのお店で使えるのかしら？

クレジットカード



大きな買い物の時は、分割払いもできるクレジットカードが便利。でも、計画的に利用しないと支払総額が多額になりそう。



事例

電子マネーが便利だと思ってクレジットカードに電子マネー機能を付けた。クレジットカードの更新時期が来たので、新しいカードを受け取り古いカードを処分した。その後、新しいカードには電子マネーのチャージ分が引き継がれていないことに気づき、クレジットカード会社へ連絡した。

ところが「電子マネーは当社の管理ではないので、電子マネーの会社へ連絡してほしい。」と言われてしまった。そこで、電子マネーの会社へ問い合わせると「規約には『旧カードの電子マネーは使い切ってから処分してください』と記載してあるので払い戻しはできない。」と言われてしまった。あきらめるしかないのだろうか。

Check



★クレジットカードも電子マネーも便利ですが、事例のようなご相談もあります。それぞれの運営会社が違うので、利用規約や約款などをよく確認してから使用することが重要です。



色々な支払方法の仕組みについて

電子マネー

お金の価値を電子データに変えて記録媒体に保存し、そのデータの受け渡しによって支払う仕組みです。

クレジットカード

個人の信用で後払いができますが、支払い方法によって、手数料がかかる場合と不要な場合があります。

デビットカード

銀行等が発行するキャッシュカードを使って支払いをする方法です。
代金が即時に口座から直接引き落とされます。



Check

★電子マネーには交通系のものと流通系のものがあり、利用が広がっています。また、それぞれ、クレジットカード機能が付いているものもあり、交通系であればそれを利用して「オートチャージ」をすることもできます。



新しいお金との付き合い方

電子マネー

所有者のわかる記名式と、無記名式がありますが、契約の内容はそれぞれ契約している会社の約款に従うことになります。無記名式では、落とした時の補償は無く、現金を落とした時と同じ扱いになります。記名式では、本人確認のあと利用停止することが出来ます。その後、再発行されたカードに残高が移行される場合もあります。

また、解約する際は残高があっても返金されないため、解約を考えている場合は使い切るようにしましょう。(交通系であれば返金される場合もあります。)

クレジットカード

便利ではありますが、分割払いを選択すると手数料がかさみ、思いがけなく支払総額が多額になることもあります。また、リボ払いも注意が必要です。(くらしのちえ145号参照)

デビットカード

預金の残高の範囲で支払いができるので、使い過ぎを防ぐことが可能です。また、銀行口座があれば作れるのでクレジットカードを作りたくない人でも利用できます。徐々に利用が広がりつつあります。

Check

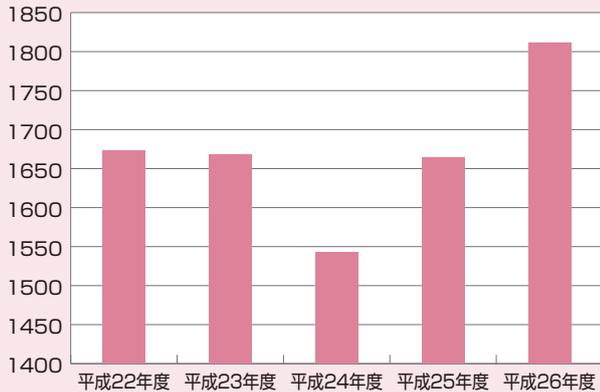
★支払の手段が増え、便利になっていますが気をつけなければいけない点もあります。それぞれの特徴を理解して上手に利用しましょう。

また、10月に開催する消費生活展でも詳しく展示しますので、是非ご来場ください。

平成26年度の消費者相談の概要がまとまりました

相談件数の推移

平成26年度に台東区消費者相談コーナーに寄せられた相談件数は1,811件で前年を10%上回りました。



性別・年代別受付状況

性別では男性が女性よりやや多い状況でした。また、団体(企業)からの相談も増えてつあります。

| | | |
|----|------|-------|
| 男性 | 871件 | 48.1% |
| 女性 | 767件 | 42.4% |
| 団体 | 173件 | 9.5% |

契約当事者の年齢は70代以上が多く次いで、40代30代となっています。また、10代は昨年より倍増しています。

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 10代 | 43件 | 40代 | 282件 | 70代 | 307件 |
| 20代 | 157件 | 50代 | 223件 | 不明 | 108件 |
| 30代 | 262件 | 60代 | 256件 | | |

多かった相談内容

相談内容の上位は以下のとおりです。

| | | |
|----|-------------------------------------|------|
| 1位 | 放送・コンテンツ等 (アダルトサイト等からのワンクリック請求等) | 284件 |
| 2位 | 集合住宅(賃貸アパート等) | 160件 |
| 3位 | 融資サービス | 120件 |
| 4位 | 役務その他(興信所・結婚相談所等) | 94件 |
| 5位 | 相談その他(個人間の金銭問題等) | 63件 |

以下

移动通信サービス・戸建住宅・パソコン関連
電話機等の相談が多く寄せられました。

相談概要

相談件数のトップは「放送・コンテンツ等」で「スマホ・携帯電話・パソコンなどに身に覚えのない請求が来た。」というものでした。多くの方からご相談いただきますが、あわてて返信したり電話をしたりしないように注意しましょう。

また、住宅に関連する相談もここ2、3年で急増しています。契約を取り交わす際、退去する際など注意するポイントはいくつかあります。契約は慎重にしましょう。

台東区消費者相談コーナー

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑤番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



トラブルにあった時は、
早めに消費者相談コーナーへ
ご相談下さい。

